

趣意書

修学旅行は、学習を社会に移したもので生活指導および集団訓練の好機会であり教育計画の一環として行う学校教育上極めて重要な行事である。

従って修学旅行を安全かつ有効に実施するための企画および運営を科学的に調査研究して、常にその改善に努力しつつ教育効果の充実に努めることは必要であり教育界に課せられた責務でもある。

こういう観点から、かつて多年学校教育の実践面およびその指導面を担当してきたわれわれが年々の理想実現のため慎重に協議検討を加えた結果、今やその準備が全く整ったので、ここに財団法人全国修学旅行研究協会を設立し、もってわが国教育の振興に寄与せんとするものである。

寄付行為

第一章 名称及び事務所

第一条 この法人は、財団法人全国修学旅行研究協会と称する。

第二条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田保町二丁目三十番地に置く。

第三条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第二章 目的及び事業

第三条 この法人は、修学旅行が教育的に適正かつ有効に行われるよう修学旅行に関する調査、研究及びその実施運営についての指導、助言を行い、もってわが国教育の振興に寄与することを目的とする。

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

一 修学旅行に関する実態調査

二 修学旅行の実施運営に関する指導・助言

三 修学旅行の実施運営に関する関係団体との相互研究

四 修学旅行に関する研究会・映画会・講演会等の開催

五 修学旅行に関する参考資料の作成と提供

六 機関紙・研究書・指導書等の刊行

七 その他目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

第五条 この法人の資産は、次のとおりとする。

一 この法人設立当初本種一外八名の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産

二 資産から生ずる果実

三 事業に伴う収入

四 維持費及び補助費

五 寄付金

六 その他の収入

第六条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産を構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金の採納は、理事会の議決を経て行い、寄付者の指定があるものは、その指定に従い基本財産又は運用財産に編入する。

第七条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決により確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とし、あるいは確実な銀行の定期預金として理事長が保管する。

第八条 基本財産は、消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

第九条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入、維持費、補助費等運用財産をもつて支弁する。

第十条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て文部大臣に届け出なければならない。

第十一條 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部大臣に報告しなければならない。

第十二條 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第十三條 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経て、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもつて償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第十四條 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第四章 役員及び顧問並びに評議員

第十四条 この法人には、次の役員を置く。

一 理事 五人以上九名以内（うち、理事長一名及び常務理事二名）

二 監事 一名又は二名

第十五条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選で理事長一名を定める。

第十六条 理事長は、理事が互選し、理事長がこれを任命する。

第十七条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

第十八条 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指定した常務理事がその職務を代行する。

第十九条 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基き日常の事務に従事する。

第二十条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

第二十一条 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

第二十二条 この法人の役員任期は、二年とし、再任を妨げない。

第二十三条 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

財団法人 全国修学旅行研究協会 趣意書並に寄附行為

第二十四条 この法人に維持員・特別賛助員及び賛助員を置く。

2 維持員は、この法人の目的に賛同し、維持費年額一〇二万円一〇口以上を納める教育関係者とする。

3 特別賛助員は、この法人の目的に賛同し、特別賛助費年額千円を納める教育関係者とする。

4 賛助員は、この法人の目的に賛同し、賛助費年額三百円を納める教育関係者とする。

第二十五条 維持員・特別賛助員及び賛助員は、理事会の議決を経て定める規程により、この法人の行う各種の行事に参加し、その他の待遇を受けることができる。

第二十六条 維持員・特別賛助員及び賛助員は、次の理由によつてその資格を失ふ。

一 脱退又は維持費若しくは賛助費の滞納

二 死亡又はこの法人の解散

三 除名

第二十七条 維持員・特別賛助員及び賛助員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

一 この法人の維持員・特別賛助員又は賛助員としての義務に違反したとき

二 この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

役員氏名

理事長	山本 種一	(大阪)
常務理事	永井 照	(茨城)
事務局長	村山 助雄	(福岡)
常務理事	岡本 仁	(兵庫)
理事	高田 次郎	(北海道)
理事	河野 正夫	(東京)
理事	馬場 幸子	(東京)
財務部長	仲沢 俊次郎	(岐阜)
理事	伊藤 収蔵	(愛媛)
監事	青田 重左衛門	(京都)
監事	山崎 正晴	(広島)



編集 後記

師走のあたたかい空気の中で、目回りの忙しい印刷屋に、出向き編集と校正をし、この機会に、旅と文化を眺め、来たる「旅と文化」を眺め、とおもふ初めの構想とかけ離れた風景となつてしまつた。本部は支部結成の通知や研年をお迎え下さい。